

臨床研究計画(論文報告・学会発表含む)の審査について

◇倫理委員会(事前審査会「臨床研究計画に関する審査会」を含む)で審査するもの

- (a)九州中央病院独自での新たな取組のうち、倫理的な検討を要するもの(例:メンタルヘルス調査)
- (b)当院の医師(薬剤師、看護師、技師等を含む)主導の臨床研究
ただし、

- ①大学病院、医療研究機関等が主体となり実施する多施設共同臨床研究に参加するもので、既に主体となる大学病院、医療研究機関等の倫理審査委員会、IRBの許可を得ていて、かつ、当院のIRBの許可が必要なもの
- ②大学病院、医療研究機関等が主体となり実施する多施設共同臨床研究に参加するもので、既に主体となる大学病院、医療研究機関等の倫理審査委員会、IRBの許可を得ていて、当院のIRBの許可が不要なもの
- ③論文報告、学会発表等の研究で倫理委員会の審査を必要としないもの。
- ④上記以外

※IRB: 治験審査委員会

- (c)その他特に倫理委員会の許可が必要な臨床研究 (例: 遺伝子を扱う臨床研究)

